

# JIS

## アクセシブルデザインー 触知記号及び触知文字の設計方法

JIS S 0052 : 2024

(AIST/JSA)

令和 6 年 2 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 高齢者・障害者支援専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	倉片 憲 治	早稲田大学
(委員)	石原 恵 子	広島国際大学
	石渡 利 奈	国立障害者リハビリテーションセンター研究所
	伊藤 納 奈	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	柏本 英 子	公益社団法人日本介護福祉士会
	河村 真紀子	主婦連合会
	北風 晴 司	一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会
	黒岩 嘉 弘	公益財団法人テクノエイド協会
	齋藤 直 人	日本生活協同組合連合会
	園山 洋 一	公益社団法人日本包装技術協会
	高橋 美和子	一般社団法人人間生活工学研究センター
	武井 康 之	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	二瓶 美 里	東京大学
	根村 玲 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	藤木 和 子	日本障害者協議会
	星川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	森田 朝 子	一般財団法人在宅ケアもの・こと・思い研究所
	山口 玲 子	一般財団法人日本消費者協会
	渡邊 慎 一	横浜市総合リハビリテーションセンター

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 23.3.22 改正：令和 6.2.20

官 報 掲 載 日：令和 6.2.20

原 案 作 成 者：国立研究開発法人産業技術総合研究所

(〒305-8560 茨城県つくば市梅園 1-1-1 中央第 1 つくば本部・情報技術共同研究棟 TEL 029-861-2000)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

審議専門委員会：高齢者・障害者支援専門委員会 (委員長 倉片 憲治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 触知図形の設計方法	4
4.1 触知記号の要件	4
4.2 触知文字の要件	5
4.3 触知図形の大きさ	5
4.4 触知図形の線幅	5
4.5 触知図形の盛り上がりの高さ	6
4.6 触知図形の線の断面形状及び塗り潰し面の立ち上がり角度	6
4.7 その他の要件	6
5 その他の配慮事項	6
5.1 一般事項	6
5.2 触知図形に伴う情報	6
5.3 見つけやすさ及び触れやすさ	7
5.4 触知図形を取り付ける材料に関する要件	7
附属書 A (参考) 触知記号の例及びその意味	8
附属書 B (参考) 若齢者、高齢者及び視覚障害者のための触知記号及び触知文字の 読みやすさに関するデータ	9
附属書 C (参考) この規格に記載している図及び表の文章による説明	13
附属書 JA (参考) 点及び線による触覚テクスチャの設計方法	15
参考文献	18
附属書 JB (参考) JIS と対応国際規格との対比表	19
解 説	20

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（AIST）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS S 0052:2011** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# アクセシブルデザイン— 触知記号及び触知文字の設計方法

## Accessible design—Guidelines for designing tactile symbols and characters

### 序文

この規格は、2019年に第1版として発行された **ISO 24508** を基とし、我が国の実情を反映させるため技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、**附属書 JA** は、対応国際規格にはない事項である。また、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JB** に示す。

視覚及び聴覚に頼らず情報を得ようとする人々に対して、製品又は環境に触覚情報、例えば盛り上がった記号、文字などを提供することは、アクセシビリティを向上させる一つの方法である。触覚情報の利用は、製品・サービス・環境のアクセシブルデザインを支援する手法として、ますます重要性を増している。

アクセシブルデザインの概念において触覚情報を活用する場合、人間の触知覚の特性に基づき、ユーザが情報を正しく理解しやすくするための配慮が必要である。そのためには、人間の触知覚に関する人間工学的な知見に基づいた触知記号及び触知文字を設計する方法について標準化する必要がある。

この規格は、視覚障害者を含むより多くの人々に触覚を用いて情報を表示及び伝達する際に用いられる触知記号及び触知文字について、人間の触知能力に関する基本特性及びその加齢変化、更には、触知経験の影響を考慮して、適切に設計するための方法を **JIS S 0052:2011** として、作成したものである。その後、**JIS S 0052:2011** を基に、**ISO 24508** が2019年に作成された。この規格は、国際規格との整合を図るために、**ISO 24508** を基にして改正されたものである。

また、この規格は、**JIS Z 8071:2017**[1]のアクセシビリティの指針、及び **ISO/TR 22411**[2]の設計指針を採用したものである。

なお、この規格に記載している図及び表について、補足の説明を**附属書 C** に示す。

### 1 適用範囲

この規格は、視覚及び聴覚に頼らず情報を得ようとする人々への情報伝達のための表示に使用する触知記号及び触知文字の設計方法及び設計要件について規定する。この規格は、触知記号及び触知文字が使用される可能性のある住宅設備、交通機関・移動用機器、サービス、包装・容器及び消費生活製品（家電製品など）を適用対象としている。

この規格では、人間の触知能力に関する基本特性及びその加齢変化を考慮して、触覚による読みやすさ